

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

			資料番号	4-12	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法施行令	根拠条項	第37条の11において準用する第37条の10第1項	不利益処分の種類	指定情報公表センターの指定の取消し等	
○介護保険法施行令 (平成10年政令第412号)						
(指定情報公表センターの指定等についての準用)						
第37条の11 第37条の3、第37条の4第1項及び第37条の10の規定は指定情報公表センターの指定について、第37条の4第2項及び第3項、第37条の5、第37条の6、第37条の8並びに第37条の9の規定は指定情報公表センターについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。						
第37条の3	第115条の36第1項	第115条の42第1項				
	調査事務	情報公表事務				
第37条の4第1項及び第2項	調査事務	情報公表事務				
第37条の4第3項	前項	第37条の11において準用する前項				
第37条の5第1項	調査事務	情報公表事務				
第37条の5第2項	前項	第37条の11において準用する前項				
	調査事務	情報公表事務				
	調査を	公表を				
第37条の5第3項	調査事務	情報公表事務				
第37条の6第1項	調査事務の	情報公表事務の				
	調査事務規程	情報公表事務規程				
第37条の6第2項	前項	第37条の11において準用する前項				
	調査事務規程	情報公表事務規程				
	調査事務の	情報公表事務の				
第37条の8	第37条の3第2号から第4号まで	第37条の11において準用する第37条の3第2号から第4号まで				
	調査事務	情報公表事務				
省略						
第37条の10第1項	調査事務の	情報公表事務の				
	第115条の36第1項	第115条の42第1項				
	第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号	第37条の11において準用する第37条の3第1号、第5号、第6号及び第8号				

	第37条の4第2項又は第37条の6第1項	第37条の11において準用する第37条の4第2項又は第37条の6第1項
	第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8	第37条の11において準用する第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8
	第37条の6第1項	第37条の11において準用する第37条の6第1項
	調査事務規程	情報公表事務規程
	調査事務を	情報公表事務を
	調査事務に	情報公表事務に
省略		

(指定調査機関の指定の取消し等)

第37条の10 都道府県知事は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定調査機関に対し、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定調査機関が、不正の手段により、法第115条の36第1項の指定を受けたとき。
- 二 指定調査機関が、第37条の3第1号、第5号、第7号及び第8号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定調査機関が、第37条の4第2項又は第37条の6第1項の規定に違反したとき。
- 四 指定調査機関が、第37条の5第3項、第37条の6第2項又は第37条の8の規定による命令に違反したとき。
- 五 指定調査機関が、第37条の6第1項の認可を受けた調査事務規程によらないで調査事務を行ったとき。
- 六 指定調査機関が、調査事務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

(指定調査機関の指定の基準)

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関(法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。)の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務(法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。)を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター(法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。)の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

であるとき。

八 申請者の役員のうちに、第5号に該当する者があるとき。

(指定調査機関の指定の公示等)

第37条の4

2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査の方法)

第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。

2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。

3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。

(調査事務規程)

第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第37条の8 都道府県知事は、指定調査機関が第37条の3第2号から第4号までのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、指定調査機関に対し、調査事務の運営を改善するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。